

草津市 子ども・若者計画 (素案)

令和元年 11月7日時点

草津市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景	1
2. 本計画における「子ども・若者」の定義	2
3. 計画の基本的な事項	3
第2章 草津市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状	4
1. 統計からみる現状	4
2. 団体及び関係機関調査から見える現状	11
3. 子どもの貧困対策のための支援者調査から見える現状	14
4. 子ども・若者に関する課題	18
第3章 計画の基本的な考え方	21
1. 基本理念(案)	21
2. 基本目標	21
3. 施策体系	22
第4章 施策の展開	23
基本目標1 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり	23
基本目標2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援	28
基本目標3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備	39
第5章 本計画の重点的な取組	43
重点取組1 義務教育課程から卒業後も見据えた切れ目のない支援の充実	43
重点取組2 ひきこもり状態にある人の社会参加に向けた支援の充実	43
第6章 計画の推進に向けて	44
1. それぞれの役割と責務	44
2. 推進体制	45
3. 計画の検証方法	46
資料編	47
1.草津市子ども・若者支援に関する相談窓口一覧	47
2.草津市子ども・子育て会議委員名簿	47
3.草津市子ども・子育て会議における検討経過	47

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

子ども・若者が健やかに育ち、自らの将来に向かって意欲を持ちながら活躍できる社会の実現は、すべての大人の願いです。

しかし、核家族化や労働環境の変化、技術革新による情報化など子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、また、様々な困難や課題に対応できずにいる子どもと若者が増え、不登校や若年無業者（ニート）、ひきこもりなどの問題が生じています。

こうした状況に対し、国では、平成 22 年に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、「子ども・若者ビジョン」が策定されました。このビジョンの策定から 6 年が経過し、平成 28 年 2 月、「子供・若者育成支援推進大綱」では、①全ての子ども・若者の健やかな育成、②困難を有する子ども・若者やその家族の支援、③子ども・若者の成長のための社会環境の整備、④子ども・若者の成長を支える担い手の養成、⑤創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援、という 5 つの課題について重点的に取り組むことが基本的な方針とされました。

対人関係や生活様式、経済的な格差をはじめとする複合的な要因により、学校・職場といった集団における孤立や不調和が引き起こされ、不登校やひきこもり、無業状態に陥るなど、現代特有のひずみが生じており、それらは社会的に解決すべき課題といえます。

こうした状況は、子ども・若者の自立の障壁となることから、課題への早期対応・早期解消に取り組むことが重要となります。

草津市では、誰もが生きがいをもち、健やかで幸せになれる「健幸都市」づくりを進めています。また、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、子育て世帯の社会的な孤立から派生する子どもに対する虐待、いじめ等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされており、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がつながる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

次世代を担う子ども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援し、若い世代が自分らしく生きるまちの実現を目指して「草津市子ども・若者計画」を策定します。

■国の施策の動向

年	事業内容
平成 22 年 4 月	「子ども・若者育成支援推進法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・子供・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格) ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援するためのネットワーク整備
平成 22 年 7 月	「子ども・若者ビジョン(子ども・若者育成支援推進大綱)」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子ども・若者の健やかな成長を支援 ・困難を有する子ども・若者やその家族を支援 ・社会全体で支えるための環境整備
平成 26 年 1 月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的 ・政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。
平成 26 年 8 月	「子供の貧困対策に関する大綱」の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。 ・全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。
平成 27 年 4 月	「生活困窮者自立支援法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業) ・就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業) ・都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定
平成 28 年 2 月	新たな「子供・若者育成支援推進大綱」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・子供・若者の成長を支える担い手の養成 ・創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
平成 29 年 4 月	改正「児童福祉法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の理念の明確化等 ・児童虐待の発生予防 ・児童虐待発生時の迅速・的確な対応 ・被虐待児童への自立支援
令和元年 6 月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正(3年以内に施行) <ul style="list-style-type: none"> ・目的に子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること等を明記 ・理念に各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること等を明記 ・大綱に検証評価等の施策の推進体制を明記 ・市町村に対し、貧困対策計画策定を努力義務化

※中間的就労…

企業や公的機関等の一般的な職業に就く「一般就労」をただちに目指すのが困難な人が、本格的な就労に向けた準備段階として、公的支援も受けながら、日常生活での自立や社会参加のために働くことができる就労機会のこと。

2. 本計画における「子ども・若者」の定義

「子ども・子育て支援法」および「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、本計画における「子ども」は18歳未満、「若者」は18歳～39歳までと定義します。

3. 計画の基本的な事項

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画で、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的として策定するものです。

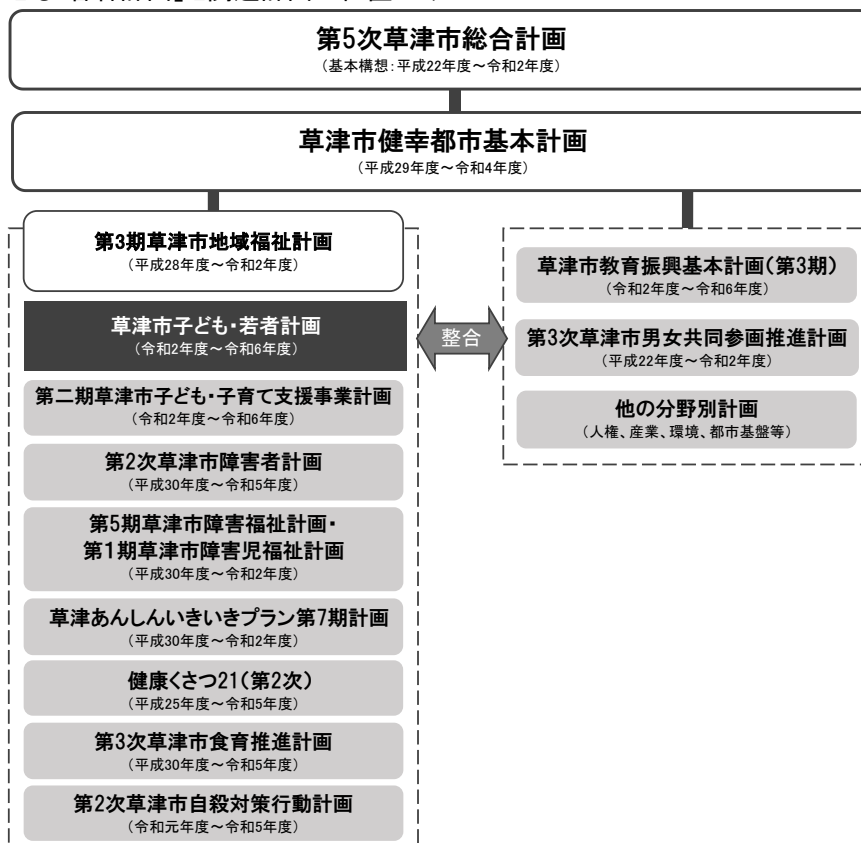
【子ども・若者育成支援推進法(第九条二項)】

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第5次草津市総合計画」を最上位計画、「草津市健幸都市基本計画」、「第3期草津市地域福祉計画」を上位計画とし、「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」や「草津市教育振興基本計画(第3期)」など、関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

■「草津市子ども・若者計画」と関連計画の位置づけ



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、迅速かつ柔軟に施策の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2章 草津市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状

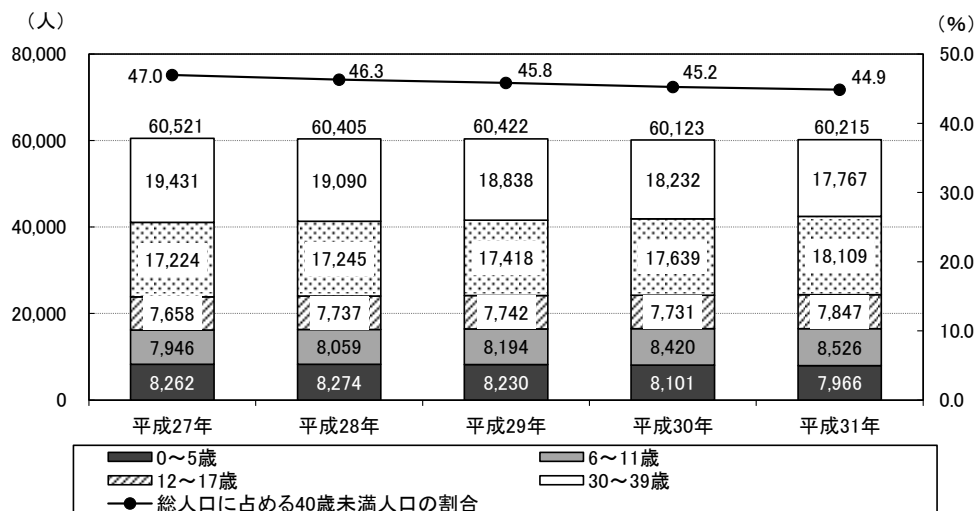
1. 統計からみる現状

(1) 40歳未満人口の推移

平成27年以降、本市の40歳未満人口は減少しており、平成31年では60,215人となっています。年齢階層別にみると、「6～11歳」「12～17歳」「18～29歳」では増加していますが、「0～5歳」「30～39歳」では減少しています。

また、総人口に占める40歳未満人口の割合も減少しており、平成31年では44.9%となっています。

■40歳未満人口の年齢階層別人口の推移

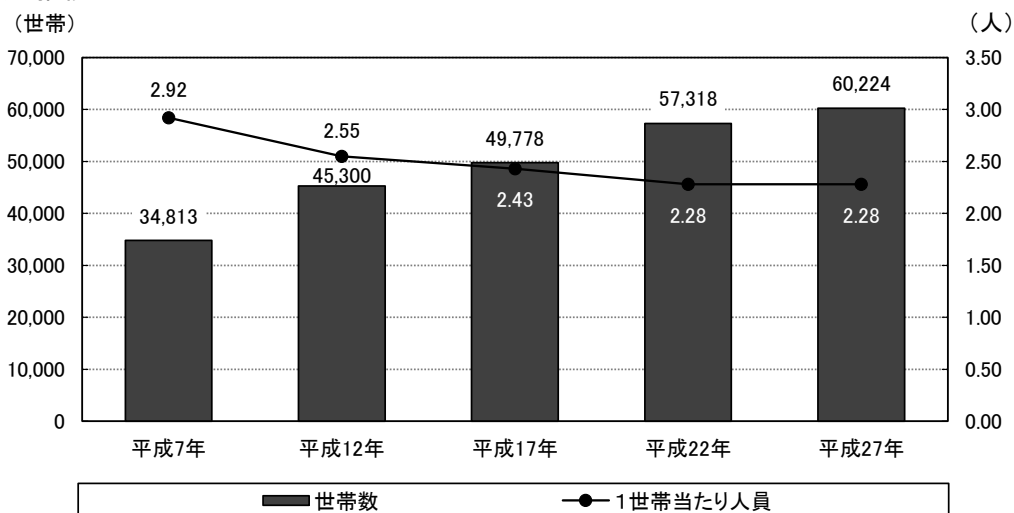


資料:住民基本台帳(各年3月末)

(2) 世帯数の推移

世帯数は、平成7年から平成27年の20年間で1.73倍となっています。しかし、平成6年に開設した立命館大学の学生など単身世帯の増加により、1世帯あたり人員は、平成7年の2.92人から平成27年の2.28人へと、世帯規模の縮小が進んでいます。

■世帯数の推移



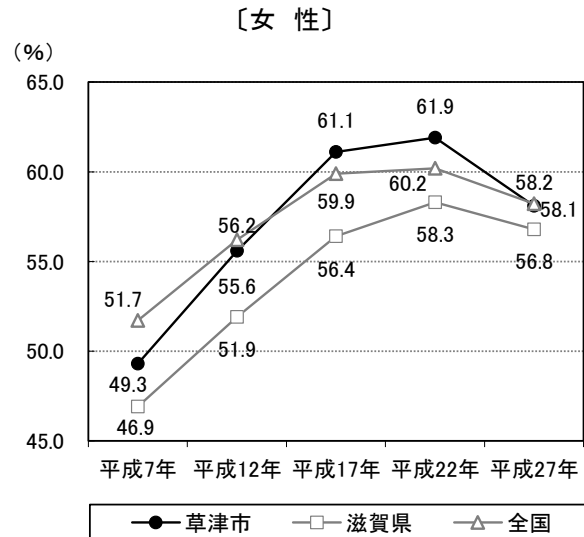
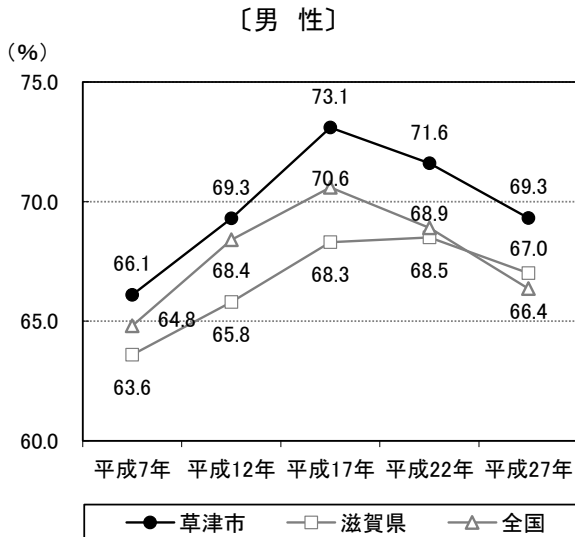
資料:国勢調査

(3) 未婚率（20～34 歳平均）の推移

20～34 歳における未婚率の推移をみると、男性については平成 7 年以降滋賀県や全国を上回る水準となっていますが、平成 17 年をピークに減少しています。

女性については、平成 17 年まで滋賀県や全国を上回る勢いで増加していましたが、平成 22 年には全国水準と同様にわずかな増加にとどまっています。平成 27 年には減少に転じており、全国と同程度の水準となっています。

■未婚率（20～34 歳平均）の推移

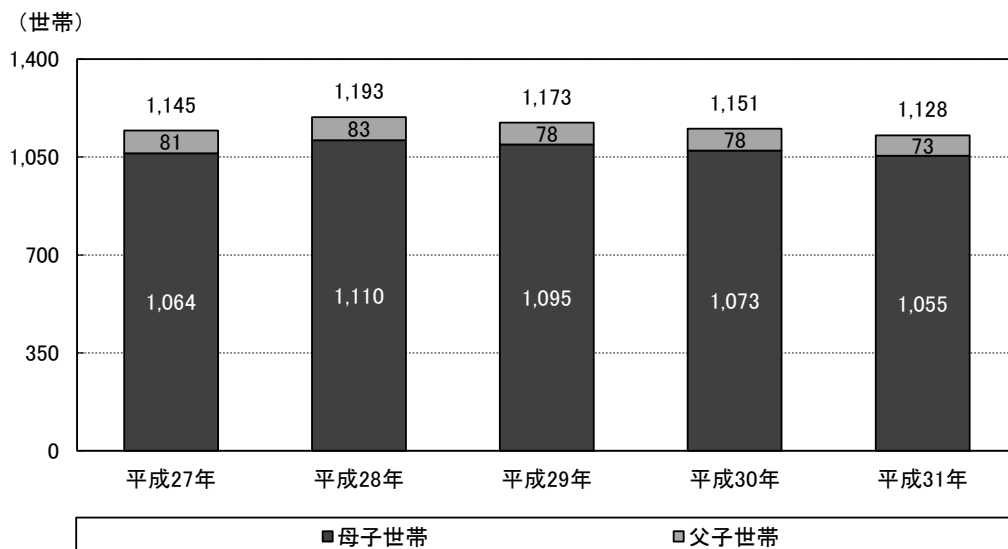


資料：国勢調査

(4) ひとり親家庭世帯数の推移

ひとり親世帯数は、平成 28 年をピークに「母子世帯」「父子世帯」とともに減少に転じています。

■20 歳未満の子ども・若者がいる母子・父子世帯

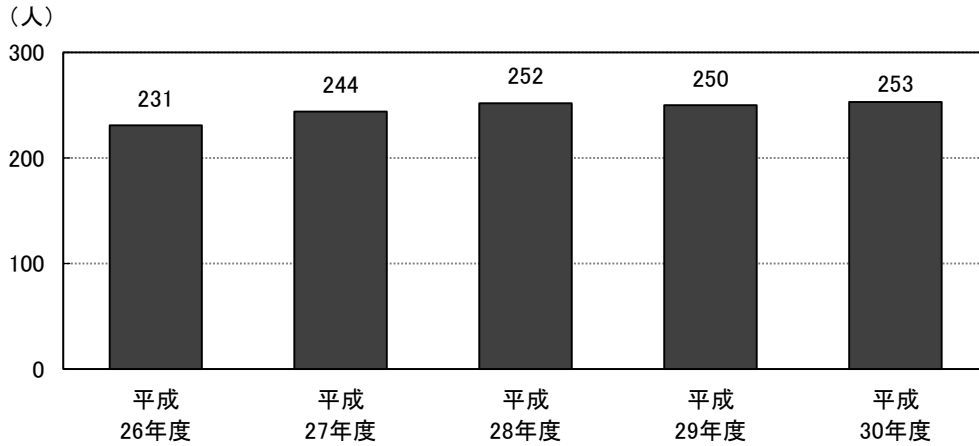


資料：子ども家庭課（各年 4 月 1 日）

(5) 特別児童扶養手当受給者数の推移

本市では 20 歳未満の身体または精神に中程度以上の障害のある子ども・若者を養育している保護者に特別児童扶養手当を支給しています。手当申請者数は、平成 26 年度以降増加傾向にあり、平成 30 年度は 253 人となっています。

■特別児童扶養手当申請者数の推移

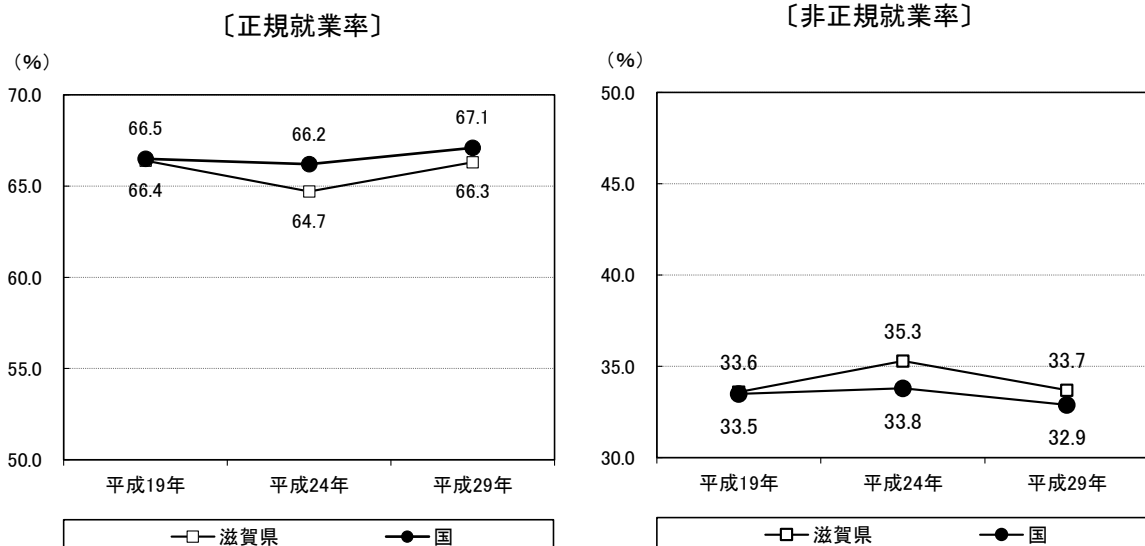


資料: 子ども家庭課

(6) 若年労働者 (15~34 歳) の正規就業率・非正規就業率の推移 (滋賀県、国)

15~34 歳における正規就業率・非正規就業率の推移について、滋賀県と国を比較すると、滋賀県は正規従業率で国を下回っており、非正規就業率で国を上回っています。また、正規就業率については平成 24 年から平成 29 年にかけて上昇しており、非正規就業率は平成 24 年から平成 29 年にかけて低下しています。

■若年労働者 (15~34 歳) の正規就業率・非正規就業率の推移



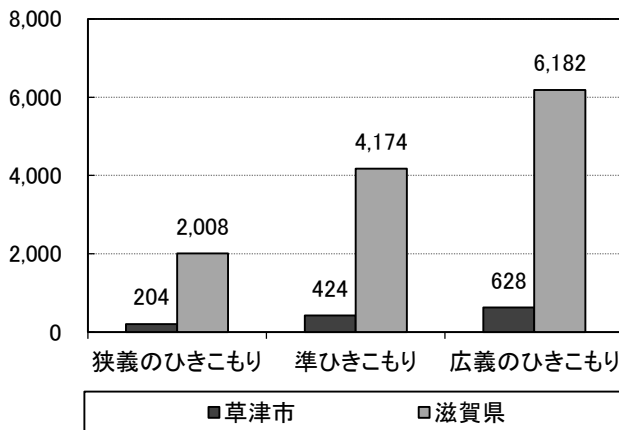
資料: 就業構造基本調査

※就業率…
「就業率」とは、15 歳以上人口に占める就業者の割合であり、次の式で定義される。
就業率 (%) = 就業者 / 15 歳以上人口 × 100

(7) ひきこもり（15～39 歳）推計数

ひきこもり（15～39 歳）の推計数について、内閣府が平成 28 年 9 月に実施した「若者の生活に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」に基づき、滋賀県では、狭義のひきこもりは 2,008 人、準ひきこもりは 4,174 人、広義のひきこもりは 6,182 人、本市では狭義のひきこもりは 204 人、準ひきこもりは 424 人、広義のひきこもりは 628 人と推計値を算出しています。

■ひきこもりの推計数（15～39 歳）
（人）



※「ひきこもり推計数」は 15～39 歳人口に以下の割合をかけて算出しています。

①狭義のひきこもり	0.51%
0.35%	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
0.16%	自室からは出るが、家からは出ない、又は自室から出ない
②準ひきこもり	1.06%
	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事るときだけ外出する
③（狭義+準）広義のひきこもり	1.57%

資料：内閣府「若者の生活に関する調査報告」（平成 28 年 9 月）

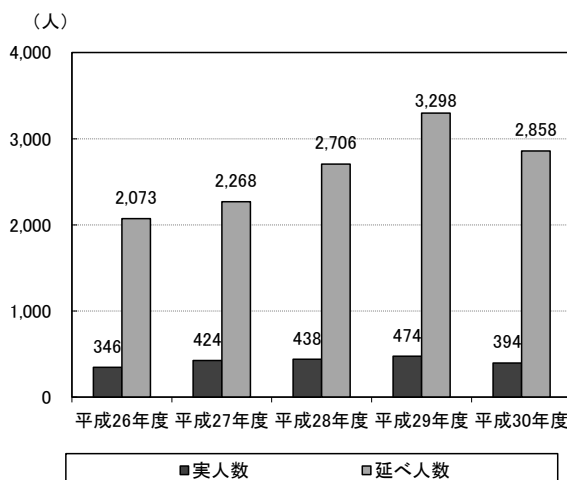
資料：滋賀県ひきこもり支援センター

(8) 滋賀県ひきこもり支援センターへの相談人数の推移（滋賀県）

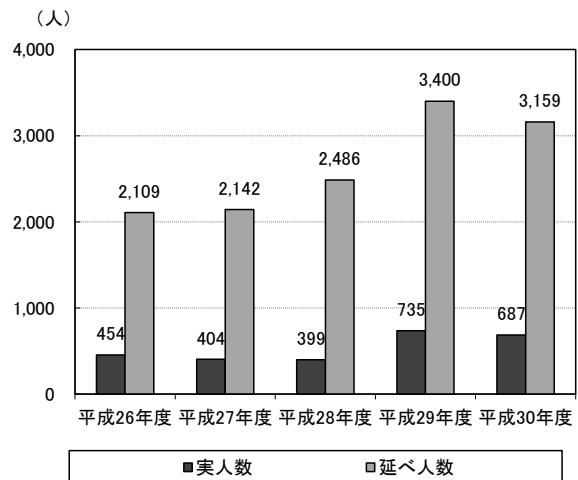
滋賀県ひきこもり支援センターへの相談人数の推移についてみると、面接相談は実人数、延べ人数ともに平成 29 年度まで増加しており、平成 30 年度で減少しています。電話相談は実人数が年度によってばらつきがありますが、平成 29 年度以降は 600 人以上となっています。延べ人数は、平成 29 年度まで増加しており、平成 30 年度で減少しています。

■滋賀県ひきこもり支援センターへの相談人数

〔面接相談〕



〔電話相談〕



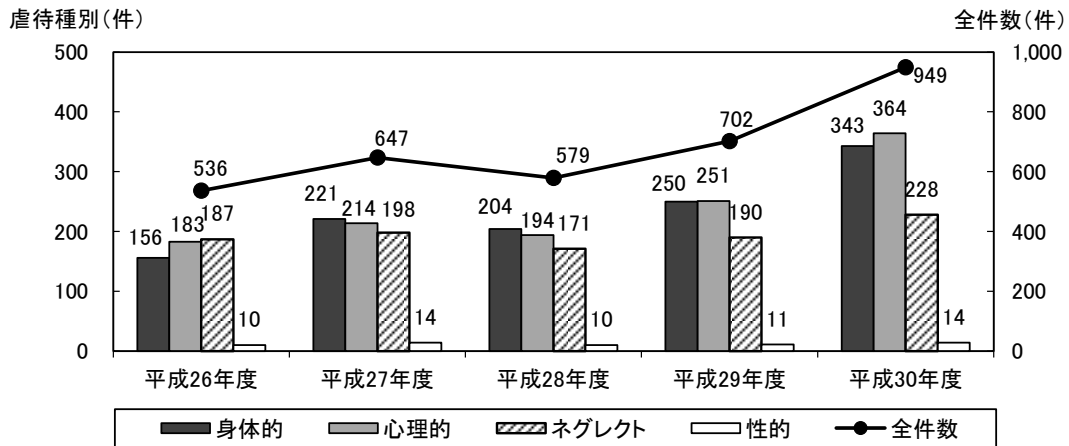
資料：滋賀県ひきこもり支援センター

(9) 児童虐待相談件数の推移

児童虐待の相談件数は、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて増減していますが、社会的な関心の高まりから年々増加傾向にあり、平成 30 年度では、949 件となっています。

虐待種別については、平成 30 年度では、心理的虐待が 364 件と最も多く、次いで身体的虐待が 343 件となっています。

■ 児童虐待相談件数



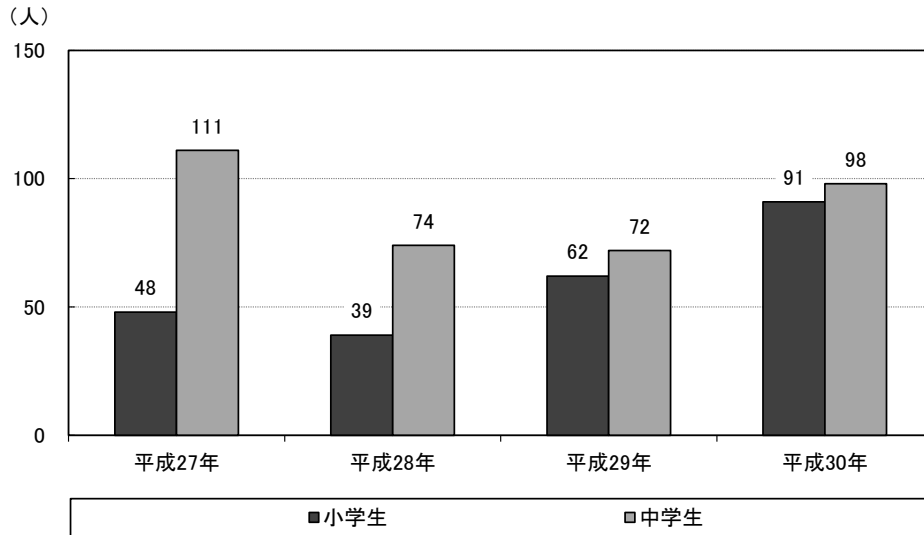
資料: 家庭児童相談室

(10) 不登校児童・生徒の推移

不登校児童・生徒数の推移についてみると、小学生は平成 28 年、中学生は平成 29 年以降増加しており、平成 30 年は不登校児童・生徒数ともに 90 人以上となっています。

1,000 人あたり不登校児童・生徒数について滋賀県、国と比較してみると、小学生は滋賀県、国を上回っています。中学生は平成 28 年以降、滋賀県、国を下回って推移しています。

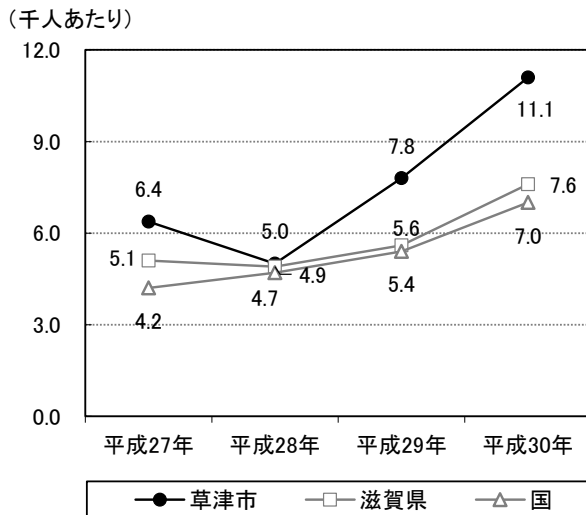
■不登校児童・生徒数の推移



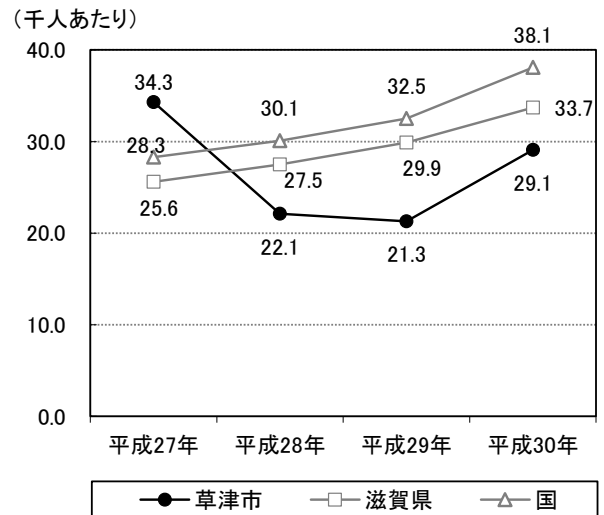
資料: 児童生徒支援課

■不登校児童・生徒の推移(1,000人あたり)

[小学生]



[中学生]

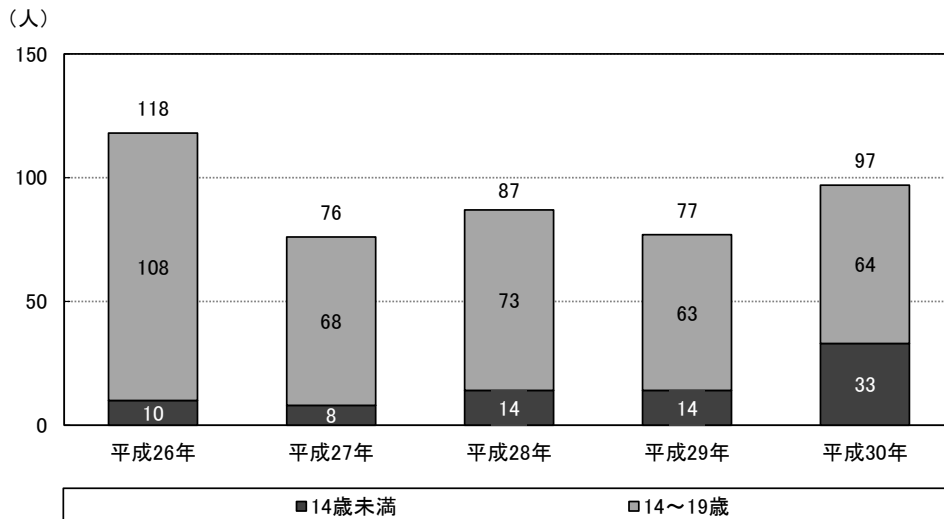


資料: 児童生徒支援課

(11) 刑法犯少年等の検挙・補導人数の推移（草津警察署管内）

草津警察署管内（草津市・栗東市）刑法犯少年等の検挙・補導人数の推移についてみると、平成 27 年以降 80 人前後で推移し、平成 30 年は 97 人となっています。年齢別にみると、14 歳未満が増加し、平成 30 年で 33 人となっています。

■ 刑法犯少年等の検挙・補導の推移(草津警察署管内)



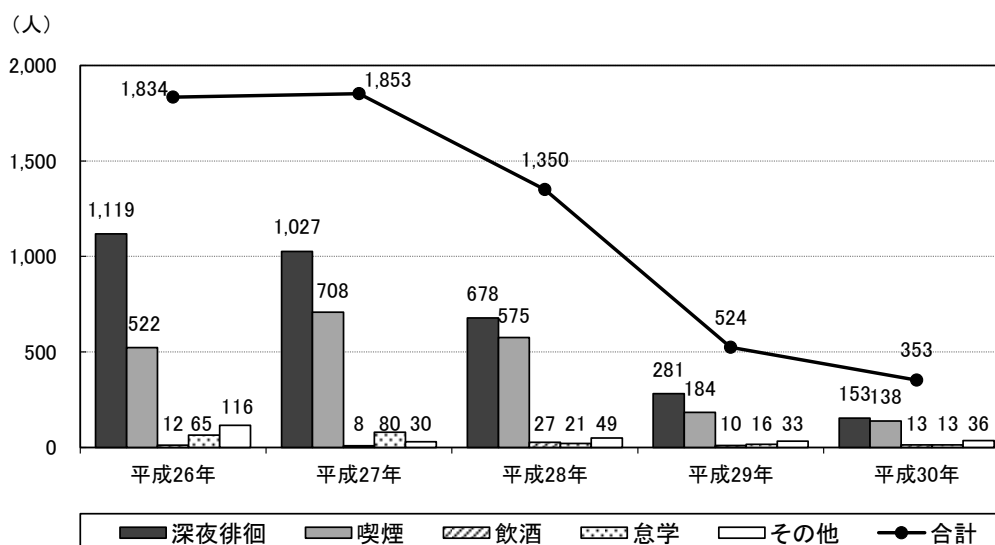
※14 歳未満は刑事責任を問わないが、「犯罪」に該当する行為を行った者を対象としている。

資料:草津市立少年センター「業務活動状況の概要(平成 30 年度)」(各年 1 月～12 月の合計)

(12) 不良行為少年の補導人数の推移（草津警察署管内）

草津警察署管内（草津市・栗東市）における不良行為少年の補導人数の推移についてみると、平成 27 年以降大きく減少し、平成 30 年で 353 人となっています。不良行為の内容別にみると、いずれの年も「深夜徘徊」が最も多く、次いで「喫煙」となっています。

■ 不良行為少年の補導人数の推移(草津警察署管内)



※怠学：正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為。

資料:草津市立少年センター「業務活動状況の概要(平成 30 年度)」(各年 1 月～12 月の合計)

2. 団体及び関係機関調査から見える現状

(1) 調査の目的

この調査は、ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援している市内関係団体や広く子どもの生活に関わる団体、相談支援を行う関係機関を対象として、支援内容や抱えている課題、支援者側から見た困難を有する子ども・若者像等を把握し、必要な支援のあり方を検討する上での基礎資料とするため実施しました。

(2) 調査概要

対象団体：

- ・ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援している市内関係団体
- ・広く子どもの生活に関わる団体
- ・人権、健康、就労、生活支援等、各種相談支援機関

(3) 団体として実施している支援の内容（複数回答）

対象団体が実施している内容については、「生活困窮や悩み、虐待などの福祉支援」が5件、「職業的自立や就業などの雇用支援」が4件、「医療や療養などの保健医療支援」が3件となっています。

	選択肢	件数	割合
1	学習や就学の援助などの教育支援	2	14.3
2	生活困窮や悩み、虐待などの福祉支援	5	35.7
3	医療や療養などの保健医療支援	3	21.4
4	社会復帰援助などの矯正、更生保護支援	2	14.3
5	職業的自立や就業などの雇用支援	4	28.6
6	その他	4	28.6
	回答団体数	14	100.0

(4) 支援等の提供・実施を通じて感じる、子ども・若者の抱えている困難（複数回答）

支援等の提供・実施を通じて感じる、子ども・若者の抱えている困難については、「非行」が8件、「貧困世帯の子ども」が7件、「若年無業者（いわゆるニート）」、「高校の中退者」、「発達障害者（児）」がそれぞれ6件となっています。

	選択肢	件数	割合
1	不登校	4	28.6
2	高校の中退者	6	42.9
3	若年無業者（いわゆるニート）	6	42.9
4	ひきこもり	4	28.6
5	発達障がい者（児）	6	42.9
6	貧困世帯の子ども	7	50.0
7	非行	8	57.1
8	有害な環境・情報の氾濫	1	7.1
9	その他	2	14.3
	回答団体数	14	100.0

(5) 市全体を見たときに、不足しているサービスや支援（複数回答）

市全体を見たときに、不足しているサービスや支援については、「専門的な人材育成と確保」「居場所の充実」がそれぞれ8件、「家族支援の充実」が6件となっています。

選択肢		件数	割合
1	社会資源の充足と支援の仕組みづくり	4	28.6
2	学習支援の充実	3	21.4
3	家族支援の充実	6	42.9
4	支援活動団体の PR と支援者の人材育成の充実	4	28.6
5	医療支援の充実（心理療法、精神科診断、通院治療）	3	21.4
6	総合相談窓口の充実	3	21.4
7	広域的な支援体制づくりの創設	3	21.4
8	支援者のフォロー体制の充実	3	21.4
9	一般市民のひきこもりに対する正しい理解の促進	5	35.7
10	居場所の充実	8	57.1
11	訪問支援の充実	5	35.7
12	専門的な人材育成と確保	8	57.1
13	その他	1	7.1
回答団体数		14	100.0

(6) 学ぶことや働くことに対して、若者が積極的になるために、地域社会が求められること（複数回答）

若者が、学ぶことや働くことに積極的になるために、地域社会に求められることについては、「若い人たちが活躍できるような機会がたくさん用意されること」が8件、「地域にある事業所や商店と協力して、見学や就労体験の機会をつくること」が7件、「地域のまつりや行事を若い人たちに企画してもらい機会をつくること」、「同じような悩みを抱える親同士の話し合いの機会があること」がそれぞれ5件となっています。

選択肢		件数	割合
1	若い人たちが活躍できるような機会がたくさん用意されること	8	57.1
2	定年退職した人などの技術や知識を若い人に還元する機会を提供すること	2	14.3
3	市内にある事業所などが若い人たちを多く雇用すること	3	21.4
4	地域にある事業所や商店と協力して、見学や就労体験の機会をつくること	7	50.0
5	地域のまつりや行事を若い人たちに企画してもらい機会をつくること	5	35.7
6	ひきこもりを支援するNPOなどの団体が、たくさんあること	4	28.6
7	同じような悩みを抱える親同士の話し合いの機会があること	5	35.7
8	農福連携など市内の農家が農業体験の機会を提供すること	1	7.1
9	その他	1	7.1
回答団体数		14	100.0

(7) その他子ども・若者への支援について（自由回答）

【就労について】

- ・就労支援については、自分の判断でなく親に言われたので来たというケースもあり、具体的な職種の選択まで進まないこともある。本人の希望する具体的な職種の方向性が明らかでない場合は、事業所の見学会だけの参加も勧めている。
- ・過ちに陥った人たちの更生支援については雇用の場の確保が必要。
- ・社会的な自立に向けて、社会参加を促す機会や環境づくりが必要。若者が参加したいと思える多様な居場所づくり、若者が働きたいと思う就労の場や中間的就労の場を確保する工夫が必要。
- ・発達障害のある子ども・若者で、成人後、就労につながらないケースについては、作業所等での福祉的就労ではなく、ゆるやかな活動の場が必要。
- ・障害のある人の就労支援については、作業所等での福祉的就労や企業での一般就労など、多様な就労の場を確保することが必要。また、本人の就労意向や障害の特性を踏まえたマッチングが重要。
- ・ひきこもりの人については、まず日常生活の自立が確保できた上で、就労等社会的・経済的な自立に向けた支援に取り組んでいくことになるので、社会参加に至るまでの課題が多い。

【居場所づくりについて】

- ・子ども食堂や様々なNPOが主催している居場所づくりについて、情報共有をしてほしい。

【困難を有する子ども・若者や家族への支援について】

- ・ひきこもりをしている本人や家族等、相談者に寄り添って、心を開いてもらうのが第一歩であり、その後相談者が望まれるのであれば同じ悩みを抱える親同士の話し合いの機会を提供することも必要。
- ・ひきこもりの人については、発達障害や虐待等の不適切な養育、愛着障害、精神疾患など、それぞれに様々な背景があり、複合的に組み合わさって問題が顕在化していることが多いように感じる。発達支援を幼少期から切れ目なく行うこと、産前・産後から子育て期の適切な支援（予防）、必要と判断された時に適切な医療を提供することが必要。
- ・年齢階層で途切れることなく、教育、保健、福祉、医療、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、子ども・若者に関する情報を適切に共有し、連携して支援していくことが必要。

【支援の連携について】

- ・相談を受けた機関では、適切な支援策がなく、他の支援機関につなぎ対応することも多い。つなぐ先がない場合は、相談を傾聴することで終わってしまう。
- ・発達相談については、学校からの依頼が多く、スクールカウンセラーの活用など検討が必要。
- ・家賃等の初期滞納は、生活環境の変化のサインである。福祉分野と連携した支援が必要。
- ・個人情報の取り扱いや守秘義務など、配慮すべき点はあるが、適切な支援につなげるためには、一定の情報共有が必要。
- ・不登校が長期化する傾向にあり、義務教育終了後に、支援の引継ぎ先を見つけることが困難。
- ・情報連携も必要だが、行動連携が必要。困難を有する子ども・若者が、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、支援をしているNPOや社会の様々な人とつながってほしい。

※福祉的就労…

一般企業に就職するのではなく、就労移行支援事業等の障害福祉サービス事業所において、福祉的な支援を受けながら働くこと。

3. 子どもの貧困対策のための支援者調査から見える現状

(1) 調査の目的

支援者における子どもの貧困への意識、支援の現状等を把握し、子どもの貧困への対策および支援を検討する基礎資料とするため、支援者に対するアンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

■調査期間 平成 31 年 3 月 27 日(水)～平成 31 年 4 月 12 日(金)

■子どもに関わる支援者(団体)

調査対象者数 (配布数)	有効回答数	有効回答率
210	115	54.8%

■支援者の所属する機関および団体

機関・団体名	件数	機関・団体名	件数
認定こども園、幼稚園および保育所(園)	20	ひとり親家庭福祉推進員	13
家庭的保育施設、小規模保育施設および認可外保育施設	6	放課後等デイサービス	8
小中学校、高校	19	スクールソーシャルワーカー、 スクールカウンセラー	6
児童育成クラブ	3	行政、関連機関等の相談窓口	10
子ども食堂	2	NPOや市民活動団体	3
民生委員児童委員	23	無記名	2
		計	115

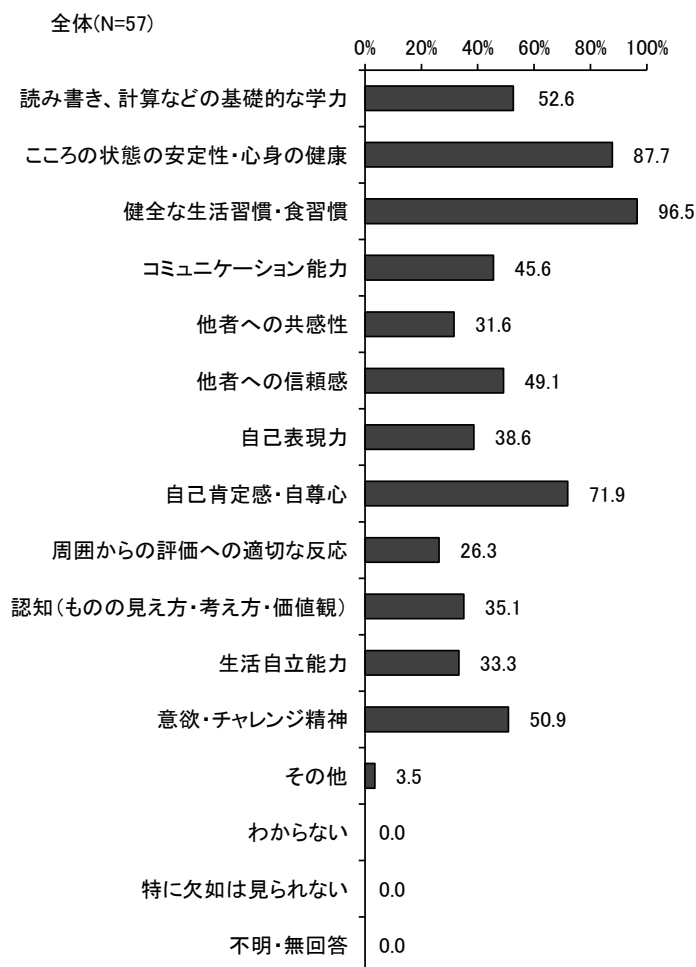
※「問3 日ごろの業務の中で、貧困状況にある家庭の子どもや保護者に接することがありますか」において『ある』と回答した人の集計結果を掲載。

(3) 貧困状況にある子どもに見られる欠如していると思う項目（複数回答）

「健全な生活習慣・食習慣」が96.5%と最も高く、次いで「こころの状態の安定性・心身の健康」が87.7%となっており、子どもの心身の健康や自己肯定感への影響が懸念されます。

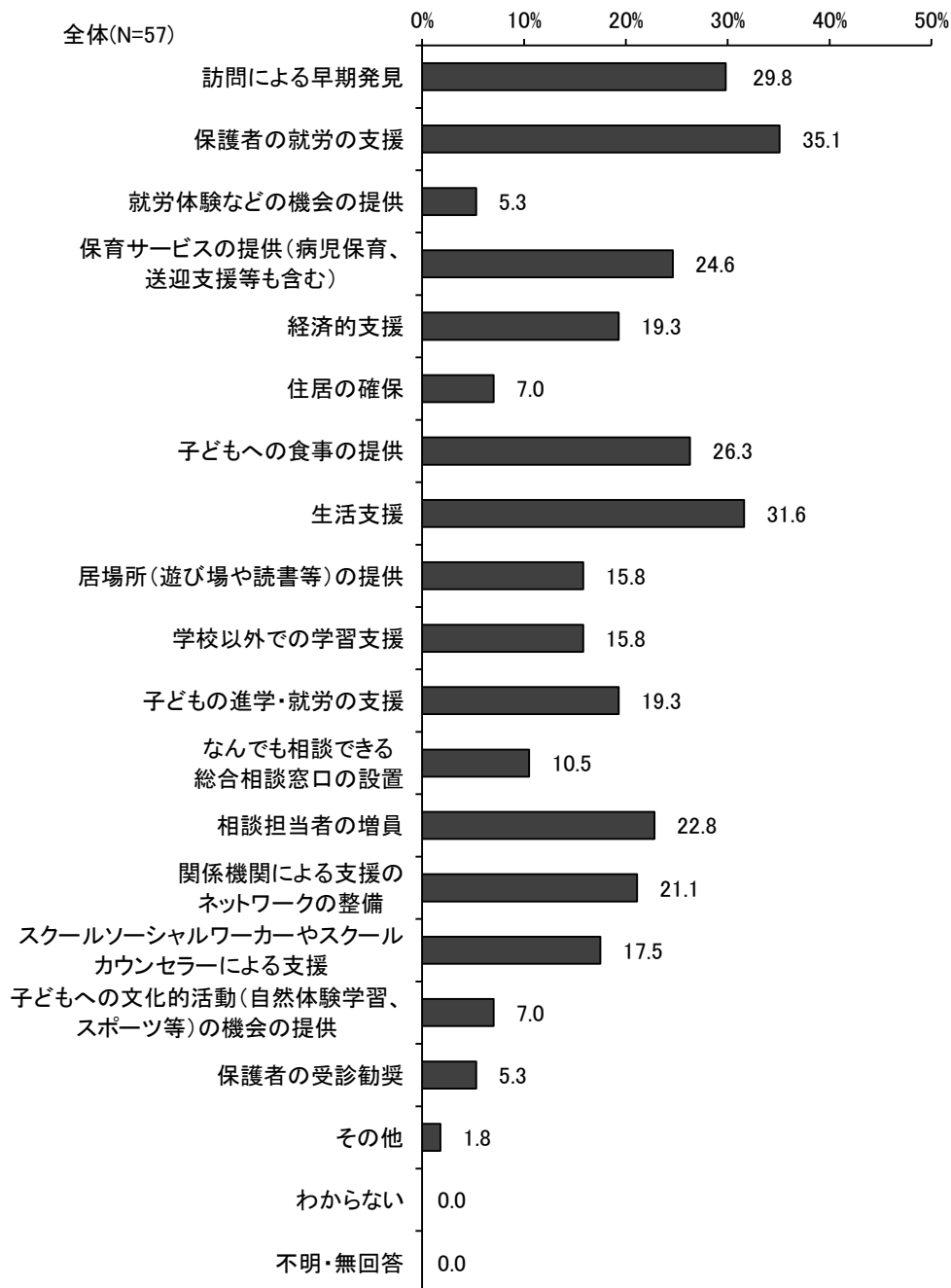
※自己肯定感…

自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する。



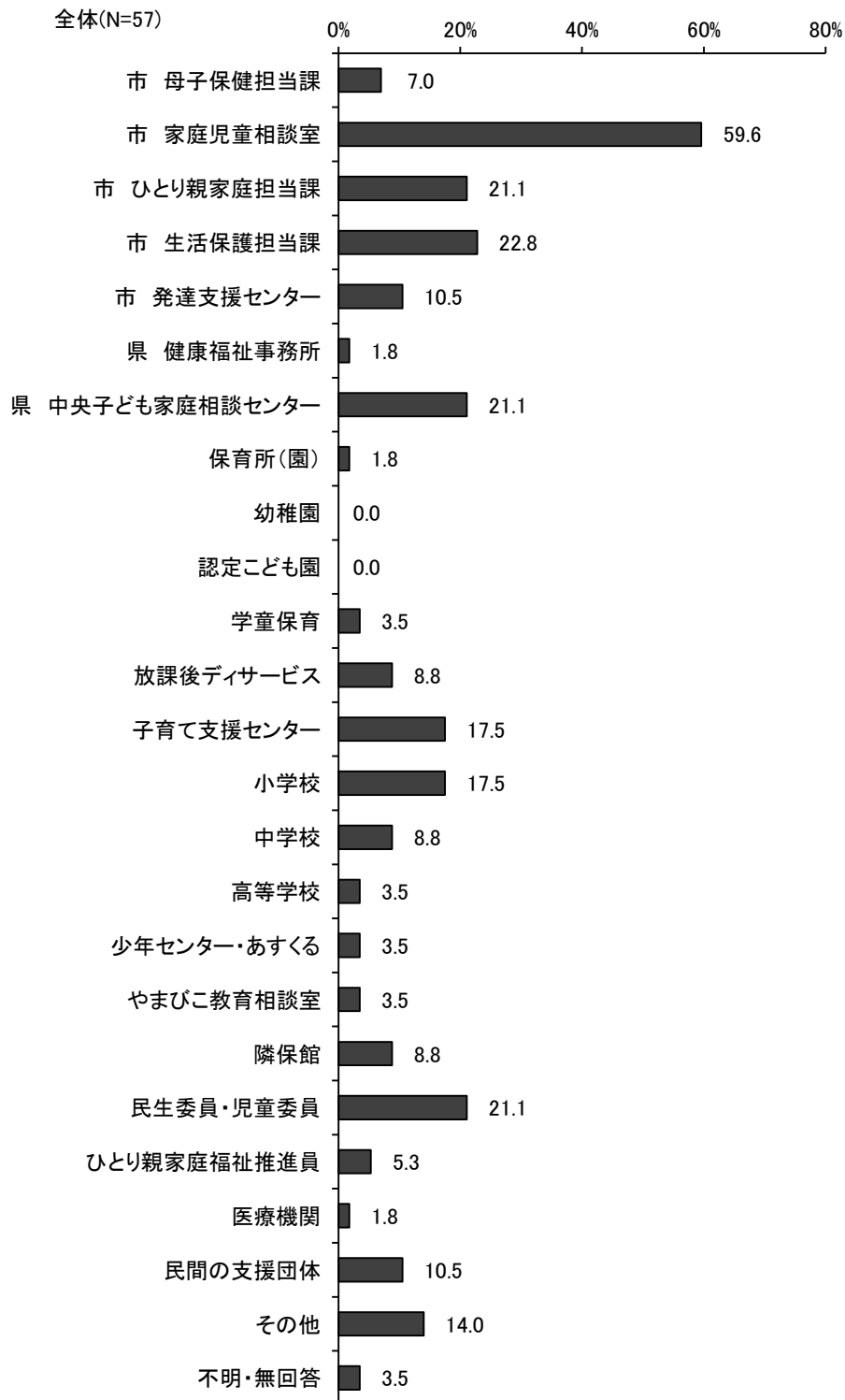
(4) 貧困状況に置かれた子どもや保護者に対して、もっと必要だと思う支援(複数回答)

「保護者の就労の支援」が35.1%と最も高く、次いで「生活支援」が31.6%となっており、経済的な自立を見据えた就労支援や、生活に直結した支援などの必要性を強く認識していることがうかがえます。



(5) 今後必要な支援に取り組むため、連携が必要な機関や団体（複数回答）

「市 家庭児童相談室」が59.6%と最も高く、次いで「市 生活保護担当課」が22.8%となっています。その他、「県 中央子ども家庭相談センター」「市 ひとり親家庭担当課」「民生委員・児童委員」等が2割台となっており、市関係課と多様な支援団体との連携体制の構築が求められています。



4. 子ども・若者に関する課題

課題1 **生きる力**の育成と社会関係の構築

《若い世代の活躍の場や就労への支援》

- 団体調査では、地域社会に求められる支援として、「若い人たちが活躍できるような機会がたくさん用意されること」の回答数が多くなっています。
- 少子高齢化、核家族化が進行する中、子ども・若者と様々な世代との交流機会を設けることで、子ども・若者が多様な価値観に出会い、自己形成のきっかけとなる機会を確保することが求められます。
- 滋賀県の若年労働者（15～34歳）は、約3割が非正規就業をしており、経済的に不安定な状態となることが懸念されます。
- 団体調査では、経済的な自立や社会参加の側面からも就労が重要との意見が多くあがっています。若者が自立し社会で活躍できる就業環境が必要です。
- 障害のある人の自立に向けては、多様な社会参加の場や福祉的な就労の場、企業での一般就労など、障害の特性を踏まえた社会参加・就労支援が求められます。

《社会性と他者への思いやりを育む教育の推進》

- 「子どもの貧困対策のための支援者調査」では、貧困状況にある子どもの心身の健康や自己肯定感への影響が懸念されています。乳幼児期は、生涯にわたる**生きる力**の基礎を培う時期であり、親子の十分な関わりや幼少期の教育・保育を通して、子どもの自己肯定感を高め、社会性や他者への思いやりを育てていくことが重要です。

子ども・若者の**生きる力**の育成と社会とのつながりづくり

課題 2 不登校、ひきこもりなど長期化する課題への対応

《不登校、ひきこもり本人と家族への支援》

- 本市の不登校児童、生徒数は平成28年以降増加傾向であり、特に小学生は、国、県と比較して高い比率となっています。
- ひきこもりの背景は、病気や障害、虐待、貧困、家庭環境、周囲との人間関係など様々であり、幾重にも要因が重なっていることも少なくありません。当事者の悩みや不安に寄り添うことはもとより、当事者を身近で支える家庭全体への支援が求められます。

《関係機関の連携強化と周囲への理解促進》

- 不登校等の問題については、そのままひきこもりや無業等の課題につながり長期化する場合もあり、年齢によって支援が分断されないよう、関係機関の連携の強化や支援のなご先の確保が求められます。
- ひきこもりに対する偏見や誤解は根強く、家族や本人でさえ、認めることに長い期間を要する場合があります。また、当事者が社会とつながりを持とうとしたとき、周囲の人間が受けとめられるよう、ひきこもりについて一人ひとりが正しく理解するとともに、社会全体の理解を進めることが求められます。

《中間的な社会参加の場の確保や学校生活への復帰支援》

- 支援者調査において、本市の支援・サービスで「居場所の充実」が、人材確保と並び、不足しているという意見が多くありました。不登校や引きこもりの問題についても、相談支援だけでなく、不登校、ひきこもりの状態と学校・社会復帰との間に位置する中間的な「居場所」やゆるやかな社会参加の場が必要です。

社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

課題3 問題行動のある子ども・若者への支援と健全な成長を支える環境の整備

《非行の未然防止と子ども・若者を犯罪に巻き込まない社会づくり》

- 不良行為に関する補導人数は近年大きく減少していますが、14歳未満の刑法犯少年の検挙・補導人数は増加傾向にあります。非行の未然防止をはじめ、問題を起こしてしまった子ども・若者が立ち直るまで、家族や周囲の人が寄り添い、支援する環境が求められます。
- 子ども・若者を犯罪に加担させない、巻き込まないために、子ども・若者の日常生活における健全な環境を地域全体で守っていく必要があります。

子ども・若者の成長のための社会環境の整備

第 3 章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念（案）

子ども・若者は社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。

本市では、子ども・若者が、多様な人々との関わりや支え、様々な経験を通して、自ら未来を切り開き、自分らしく生きることができるまちを目指して、「子ども・若者が自分らしく生きるまち 草津」を基本理念に掲げます。

子ども・若者が自分らしく生きるまち 草津

2. 基本目標

基本目標 1 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり

子ども・若者が自らの道を歩む力が身に付くよう、教育環境を充実させるほか、体験学習や他者との交流の機会を充実します。世代間の交流や社会貢献活動、多様な体験活動を通じて、他者からの承認や達成感を得ることにより、自己肯定感を高めていきます。

基本目標 2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

ひきこもりや若年無業者、不登校など、社会生活に困難を有する子ども・若者について、社会全体の理解を促進し、あたたかく受け入れる環境づくりを図ります。また、国や県、地域、NPOや市民活動団体、企業等の関係機関等と連携し、相談体制や支援ネットワークの構築等により切れ目のない支援を充実します。

基本目標 3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

子ども・若者の非行や犯罪を未然に防ぐほか、子ども・若者を狙った犯罪等の被害を防止するため、「子ども・若者を地域社会で育む」という視点に立ち、社会環境の改善を推進します。また、問題の早期発見・対応に向けて、市、警察、関係機関の専門職員や民生児童委員等の連携を強化し、社会全体で子ども・若者を保護・育成する環境づくりを進めます。

3. 施策体系

基本理念 子ども・若者が自分らしく生きるまち 草津
基本目標 1 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり
基本施策 (1)社会貢献、社会参加、自立できる力の育成 (2)基本的な生活習慣の定着 (3)確かな学力向上等に向けた取組
基本目標 2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援
基本施策 (1)子ども・若者に関する相談体制の充実 (2)ひきこもり、若年無業者(ニート)への支援 (3)問題行動への対応や不登校への支援 (4)障害のある子ども・若者の支援 (5)子ども・若者の貧困対策 (6)虐待防止など要支援児童対策
基本目標 3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備
基本施策 (1)多様な活動の場の充実 (2)人権を守る環境づくり (3)社会環境の健全化と情報通信等に対する知識の普及・啓発 (4)健やかな職場環境の整備
基本目標 3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備
重点取組 1 義務教育課程から卒業後も見据えた切れ目のない支援の充実 重点取組 2 ひきこもり状態にある人の早期発見や社会参加に向けた支援の充実

第4章 施策の展開

基本目標1 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり

(1) 社会貢献、社会参加、自立できる力の育成

◇◆ 現状 ◇◆

子ども・若者が自立した成人へと成長するためには、社会活動を通して達成感や自己肯定感を育み、人格や社会性を形成することが必要です。

本市では、みらいKIDS にぎわい交流事業等を通して積極的にまちづくりに参画する子ども・若者を育成しています。また、わんぱくプラザや保育体験・異年齢交流等、大人と子ども、また異年齢の子ども同士が交流を深める機会づくりを行っています。少子化が進行する中、参加者の確保と内容の充実を図ることが求められます。

◇◆ 施策の方向 ◇◆

社会の一員として自立し、社会に積極的に関わる意識等を育む教育を推進します。また、ボランティア活動を通じて社会性を育み、地域社会へ参画することを支援します。

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
1	みらいKIDS にぎわい交流事業	草津市と福島県伊達市の両市の小学校5、6年生が、仲間との助け合いやワークショップなどの意見交換の場を通じて、自分たちが未来のまちづくりを担っていくという自覚を促し、積極的にまちづくりに参画する若い世代を育みます。	まちづくり協働課
2	わんぱくプラザ	各学区で子どもと大人が協働し、自然体験や地域ボランティア活動などを行うことにより、青少年の健全育成や仲間づくりおよび世代間の交流、相互理解を推進します。	まちづくり協働課
3	★こどもエコクラブの充実	公益財団法人日本環境協会の事業である「こどもエコクラブ」の市窓口を設置し、加入を促進します。 また、環境学習教材の貸出や環境学習への講師派遣により、活動の充実を図ります。	くさつエコスタイルプラザ
4	★草津市こども環境会議の開催	家庭・地域・学校・職場等様々な場所で環境学習に取り組めるよう、子どもと大人が環境について議論しあい、環境活動に取り組む人たちが交流する場として実施します。 多様な企業や団体等へ参加の呼びかけを行い、活発な「こども環境会議」の運営に努めます。	くさつエコスタイルプラザ

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
5	★草津っ子サポート事業	1歳までの乳児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。また、利用者のニーズを把握しながら、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。	子ども家庭課
6	★保育体験・異年齢交流の推進	認定こども園、幼稚園および保育所（園）において、中学校や小学校の保育体験や職場体験の受入れを行い、異年齢交流の推進を図ります。	幼児課
7	青年国際交流事業	国際交流事業である青年海外協力隊に参加する青少年等に対する支援等を通じて、国際的な連携・協力のもと、子どもたちが国際社会へ視野を広げ、自分の夢や将来のことについて考えるキャリア教育関連事業を実施します。	生涯学習課
8	成人式	記念式典および「20歳のつどい」を実行委員会に委託し、開催することにより、実行委員会活動を通じて新成人の代表としての社会的自立と必要な能力・態度を育てるとともに、式典参加者に対して、この成果と姿を見せることにより、大人としての自覚と社会的自立を推進します。	生涯学習課

(2) 基本的な生活習慣の定着

◆◆ 現状 ◆◆

幼少期から基本的な生活習慣を身に付けることは、将来の日常生活の自立にもつながります。食生活については、朝食の欠食や食生活の乱れ等の健康課題等に対応するためには、食育を充実させていくことが必要になります。また、家庭において子どもが基本的な生活習慣等の能力を身に付けるために、保護者に向けた学習プログラムを提供する家庭教育サポート事業を実施しています。

◆◆ 施策の方向 ◆◆

子ども・若者が自らの心身の健康を維持することができるよう健康教育を推進します。また、保護者の学習や体験活動、親子遊びの充実等を通じて、家庭教育支援の取組を推進します。

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
9	★地域での食育の推進	地域での実践活動の場において、栄養や食生活の正しい知識の普及推進を図ります。	健康増進課
10	★公立認定こども園、幼稚園および保育所（園）の園庭開放	未就園の子どもとその保護者を対象に、認定こども園、幼稚園および保育所（園）の園庭を開放することで、親子で自由に遊べる場所を提供します。	幼児課
11	★認定こども園、幼稚園および保育所（園）での食育の推進	健康を支える「食」への子どもたちの関心を高めるとともに、食育研修や調理担当者への研修等により、保育教諭等のスキルアップに努め、食育を推進します。	幼児課
12	★学習機会を通じた子育て支援情報の提供の充実	認定こども園、幼稚園および保育所（園）において、子どもの人権や子育てをテーマにした学習会を開催し、保育教諭等と保護者が共に学ぶ機会をもつことで、子育て支援情報の提供の充実を図ります。	幼児課
13	★家庭教育サポート事業の推進	子どもたちが、基本的な生活習慣や善悪の判断をはじめとした生きる力の基礎となる能力を、家庭で身に付けることができるよう、参観日や研修会等に保護者向けの学習プログラムを提供し、家庭教育支援の推進を図ります。 また、家庭教育に対して関わる機会の少ない保護者に対しての啓発方法について検討します。	生涯学習課

(3) 確かな学力向上等に向けた取組

◇◆ 現状 ◇◆

確かな学力の向上に向けて、体験的な学習や英語教育、タブレット端末等を活用するICT（情報通信技術）教育等、学校教育に求められるものは日々複雑化しており、教職員の資質の向上と指導体制の充実が求められています。

また、国際化の進行に伴い、英語教育の充実が求められています。

基礎学力と、様々なことに興味・関心をもち、自ら意欲的に取り組む姿勢の育成に向け、教育内容および施設・設備の充実、多彩な体験機会の提供を図っています。

◇◆ 施策の方向 ◇◆

基礎的・基本的な知識や技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立に向けて、学びの推進などを行います。また、子どもたちが読書に興味・関心をもち、自主的に本を読む習慣を形成します。

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
14	★英語教育推進事業	小中学校にALTやJTEを配置し、英語を用いたコミュニケーション活動の充実を図るとともに、小中学校間で連続性のある英語教育の推進を図ります。	学校教育課
15	★教室アシスタント配置事業	各小中学校に教室アシスタントを配置し、小1プロブレムや中1ギャップへの対応、特別支援が必要な児童生徒への学習面や生活面でのサポートを行います。 また、児童生徒への関わり方や活動内容の交流について定期的な研修を行い、児童生徒への適切な支援を行います。	児童生徒支援課
16	★学びの教室プロジェクト	放課後等の子どもの居場所の確保を図るとともに、子どもの自主学習を支援し、学習習慣の確立と学力向上を図ります。	児童生徒支援課
17	★国語・英語を中心とした学力向上事業	児童生徒が基礎基本の確かな学力を身に付けられるよう、漢字、英語に関する検定を実施します。	学校政策推進課
18	★「学校教育パイオニアスクールくさつ／夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」の推進	各小中学校において、独自の教育プロジェクトを企画・実施し、各校の強みを生かした教育を行います。また、社会の最前線で活躍する専門家や達人を招いて特別授業を行い、学習意欲の向上や進路選択に関わる能力の育成を図ります。	学校政策推進課

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
19	★ICT教育の推進	液晶型電子黒板やタブレットPC等を活用したICT教育に取り組み、「草津型アクティブ・ラーニング」による授業改善を推進します。	学校政策推進課
20	★子どもの読書活動推進事業（子ども対象）	子どもが本に興味をもち、読書への関心が深まるよう、「おはなしのじかん」の開催等年齢や対象に応じた取組を実施し、子どもの読書活動を推進します。	図書館
21	★子どもの読書活動促進事業（一般対象）	児童文学作家・絵本作家を講師とした講演会や家庭教育サポート事業（生涯学習課）への講師派遣等を実施し、家庭での読書推進や図書館利用の充実に取り組みます。	図書館
22	★学校図書館支援事業	学校のニーズを踏まえながら、市立の全小学校への巡回図書「ブックん」の配本事業を実施します。	図書館
23	★学校支援活動事業	「出張ブックトーク」等、子どもと本をつなぐ事業の取組や「図書館見学」、「職場体験学習受入」等、図書館や本に興味を持ってもらう機会を提供します。	図書館

※ALT…

Assistant Language Teacher の略で、日本人以外の外国人英語指導助手のこと。

※JTE…

Japanese Teacher of English の略で、日本人の英語指導者のこと。

※草津型アクティブ・ラーニング…

学習環境のユニバーサルデザイン化を基盤とし、アナログ（ノートや鉛筆、黒板など）とデジタル（ICT機器）を融合させて行う、主体的で協働的（対話的）、問題解決的な学習のこと。

基本目標 2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

(1) 子ども・若者に関する相談体制の充実

◆◆ 現状 ◆◆

本市では、教育・保育、福祉、保健・医療、就労、生活環境等各分野で専門的な相談支援を実施しています。各種相談事業において、相談内容は年々複雑化しており、分野を超えて一体的に支援を検討していかなければならないケースも増加しています。

◆◆ 施策の方向 ◆◆

子ども・若者が困難を抱えた場合に早期に相談を行うことができるよう、子ども・若者に対し各種相談窓口についての広報啓発を行います。また、複合的な相談内容に応じた、地域共生社会の実現に向け適切な支援機関につなぐ機能を強化するとともに、包括的・総合的な相談体制の充実を図ります。

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
24	女性の総合相談窓口	女性の就業・起業など働くことに関する相談や家庭生活に関する相談などを総合的に支援します。	男女共同参画課
25	人とくらしのサポートセンター	福祉の総合相談窓口として生活困窮者だけでなく多様で複合的な問題や悩みについて相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげます。	生活支援課
26	こころの健康づくり	こころの健康に関する相談・支援、こころの健康づくりについての啓発を行います。	健康増進課
27	★子ども家庭総合支援拠点の設置	妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行えるよう、子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。	家庭児童相談室
28	★家庭児童相談体制の充実	育児やしつけ、児童虐待等子どもに関する様々な相談に迅速に対応し、相談しやすい環境を整備するため、家庭や児童に係る相談に応じる体制を充実します。	家庭児童相談室
29	★障害、発達支援等に関する相談・支援事業	障害の早期発見・早期支援につなげるため、発達相談、巡回相談、5歳児相談等を実施します。また、各関係機関が連携を図りながら障害の程度や種別に関わらず個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行います。	発達支援センター
30	★「子どもの人権110番」強化週間の周知	法務局が設置する学校でのいじめや児童虐待等、子どもの人権問題を専門に扱う専用相談窓口の周知を行います。	人権政策課

(2) ひきこもり、若年無業者（ニート）への支援

◇◆ 現状 ◇◇

本市では、人とくらしのサポートセンターをはじめ、各学校や支援団体等においてひきこもりや不登校の子ども・若者への相談支援と社会参加支援を行っています。各支援を通して、これまでも相談者の社会参加へとつながってはいるものの、不登校からひきこもりや若年無業者（ニート）となる子ども・若者等、より長期にわたって社会参加や自立に向けた支援が必要となるケースも少なくなく、必要な情報を共有し、適切な支援機関や団体と連携するなどの総合的な支援を行う必要があります。

◇◆ 施策の方向 ◇◇

ひきこもり、ニート等の若者に対して、個人の置かれた状況に応じた専門的な相談を行い、若者の日常生活の自立から経済的な自立に至るまでの支援を推進します。

また、県等の関係機関が実施する研修を通じて、専門的な人材育成・確保を図るとともに、ひきこもりに対する社会全体の理解を進めるための取り組みを検討します。

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
31	就労相談窓口の設置	就労支援相談員を配置し、就労相談窓口を設置します。	商工観光労政課
32	ひきこもり相談支援体制の充実	人とくらしのサポートセンターでの福祉の総合相談窓口のほか、ひきこもりの状態の人・家庭の情報の集約や訪問支援、長期的サポートを行うための相談支援体制の充実を検討します。	子ども・若者政策課 生活支援課
33	子ども・若者支援地域協議会の設置検討	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者支援地域協議会の設置を検討します。	子ども・若者政策課

(3) 問題行動への対応や不登校への支援

◇◆ 現 状 ◇◆

近年、全国的にいじめによる問題が深刻化しており、本市においても関係団体や地域との連携をより強化し、子ども・若者の規範意識の醸成や啓発等に取り組む必要があります。不登校の児童生徒の学校復帰につながる相談支援や、心の居場所づくりの確保など、課題への対応が求められます。

◇◆ 施策の方向 ◇◆

問題行動を起こす児童・生徒への指導により、再発防止を図ります。

また、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、スクールカウンセラー等による相談支援を推進します。

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
34	★非行少年立ち直り支援事業における少年センターの充実	非行等の問題、様々な悩みや課題を抱えた少年が健やかに成長していくため、少年センター「あすくる草津」での少年および家族への立ち直り支援事業を実施します。	子ども家庭課
35	★喫煙、飲酒、薬物等の害についての学習の推進	喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭課
36	★やまびこ教育相談室の実施	学校生活への不安や悩み、不登校（不登校傾向）児童生徒、およびその保護者に対して教育相談や適応指導を行い、学校復帰につなげるための支援をします。また、子どもや保護者への周知を強化し、さらなる利用促進を図ります。	児童生徒支援課
37	★不登校児童生徒支援の充実	グレードアップ連絡会の定期的な実施、スクールカウンセラーやスクーリングケアサポーター、およびスクールソーシャルワーカーを学校に配置することで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。 また、担当職員の情報交流が、各校の指導・支援に活かされるよう、報告や研修機会の充実を図ります。	児童生徒支援課
38	学校以外の場での学習等に対する支援	不登校児童生徒が通う学校以外の場での学習等について、教育委員会・学校と民間団体等とが連携し、相互に協力・補完することで、学校復帰や社会的な自立に向けた支援を行います。	児童生徒支援課

(4) 障害のある子ども・若者等の支援

◇◆ 現状 ◇◆

障害のある子ども・若者が、自立した地域生活を送るためには、福祉的なサービスの提供の充実が求められます。また、乳幼児健診等多様な事業の機会を通しての早期発見・早期療育の取組等で、障害のある子ども・若者の相談や支援に対するニーズが高まっており、継続的な支援体制の取組が求められています。

本市では「第2次草津市障害者計画」に基づき、障害のある子ども・若者等が可能な限り身近な場所で療育や訓練等の支援を受けることのできる環境整備を推進しています。今後も、教育を含めた多様な支援の充実が重要となります。

◇◆ 施策の方向 ◇◆

障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進します。

障害のある子ども・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に応じた適切な支援が提供されるよう取組を推進します。

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
39	障害者相談支援	障害福祉サービスを利用する障害のある人を支援するための計画を作成します。 計画には、本人のニーズやその支援方法、利用するサービスを記載します。	障害福祉課
40	生活訓練や就労支援等の訓練的支援	障害のある人が地域で生活を行うために、身体機能・生活能力の維持・向上等のために行う支援や、就労に関する支援を一定期間、実施します。	障害福祉課
41	★移動支援事業	障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むために、屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を実施します。	障害福祉課
42	★ホームヘルプなど日常生活の支援	障害のある人に対し、ヘルパーが訪問し、入浴や排せつ、食事の日常生活上の支援を行うとともに、家族などの介護負担の軽減を図ります。	障害福祉課
43	★児童育成クラブの障害のある子どもの利用	児童育成クラブでの障害のある子どもへの対応を行います。	子ども・若者政策課
44	★特別児童扶養手当	20歳未満の身体または精神に中度以上の障害のある児童を監護、養育している父母等に手当を支給します。	子ども家庭課

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
45	★障害のある子どもへの各種手当の支給	20歳未満の精神または身体に重度の障害を有し日常生活において常時の介護を必要とする者に手当を支給します。	障害福祉課
46	★障害のある子どものファミリー・サポート・センター利用助成	障害のある子どもが利用する際、依頼会員に利用料の助成、提供会員に報酬の助成を行います。 また、助成制度の周知に努めます。	子育て相談センター
47	★湖の子園の充実	発達支援センター湖の子園を中心に、民間事業所や関係機関と連携し、地域における早期療育、早期支援の体制を整備します。	発達支援センター
48	★放課後等デイサービス事業	学校通学中の障害児に対し、放課後などにおいて、生活能力向上のための訓練などを提供することにより、学校教育とあいまって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所を提供します。	発達支援センター
49	★児童発達支援	障害のある乳幼児およびその疑いのある乳幼児に対し、発達に応じた運動能力やことば、基本的社会習慣、社会性等を育てるとともに、保護者の育児支援についての支援を行います。	発達支援センター
50	★医療型児童発達支援	上肢下肢または体幹の機能に障害があり、リハビリ等の医療と児童発達支援が必要な児童に対して、治療を行うと共に日常生活の動作や集団生活への適応等に関する援助を行います。	発達支援センター
51	★保育所等訪問支援	集団生活への適応に専門的な支援を必要とする、保育所等を利用中の障害のある児童や保育所等の職員に対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等支援を行います。	発達支援センター
52	★居宅訪問型児童発達支援	通所のために外出することが著しく困難な重症心身障害児などの子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得の支援を行います。	発達支援センター
53	★障害児相談支援	障害児通所支援のサービスを利用する児童とその家族を支援するための計画を作成します。計画には、本人のニーズやその支援方法、利用するサービスを記載します。	発達支援センター

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
54	★認定こども園、幼稚園および保育所(園)を対象とした研修	就学前の教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施します。	幼児課
55	★ことばの教室・通級指導教室の充実	支援が必要な4・5歳児や児童生徒に対して、個別にことばの習得等の指導を行い、円滑に学校生活が送れるよう支援します。	児童生徒支援課
56	★医療的ケア支援員配置事業	公立就学前教育・保育施設、小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師を配置し、就学前教育・保育施設、学校での医療的ケアを行います。	幼児課 児童生徒支援課
57	★インクルーシブサポーター派遣事業	重度の障害がある児童生徒が地域の学校へ通えるよう、必要な学校に人員を配置し、特別支援学級の運営を支援します。	児童生徒支援課

(5) 子ども・若者の貧困対策

◇◆ 現 状 ◆◇

子どもの貧困は経済的な問題だけではなく、様々な要因が複雑に絡み合っていて発生している問題です。支援者調査結果では、貧困状況にある子どもに見られる欠如していると思う項目について、「健全な生活習慣・食習慣」や「こころの状態の安定性・心身の健康」、「自己肯定感・自尊心」といった回答が多く、生活経験の獲得や自己像の形成等子どもの成長にとって重要な能力の形成に、影響が生じていると考えられます。本市では、社会関係が希薄になりがちな子どもや、生活に困窮している家庭の子どもに対する支援として居場所づくりを行い、社会性を身に付けるきっかけづくりを行っています。

貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、支援が必要なひとり親世帯や経済的に厳しい状況に置かれた世帯に、社会的自立に向けた支援など生活の向上を図ることが重要です。

◇◆ 施策の方向 ◆◇

家庭の経済状況にかかわらず、子どもが質の高い教育を受けられるよう、義務教育段階の就学援助など、負担軽減に取り組みます。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等に、行政の支援が確実につながるようにするため、相談窓口へのアクセスの向上を図るとともに、子育て・教育・生活・就業に関する内容まで、相談に応じることができる体制の整備を推進します。

ひとり親が経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に支給するなど、知識技能の習得に係る給付金を充実させます。

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
58	★生活困窮者自立支援事業	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	生活支援課
59	生活保護制度	生活保護世帯の小学生、中学生、高校生に対して学級費、教材代等を支給します。また、大学等進学に伴い、生活保護の対象外になる方に対して、給付金を支給します。（※各支給金については、支給要件があります） 就労阻害要因がない生活保護者に対して就労支援を実施します。	生活支援課
60	★乳幼児医療費の助成	小学校就学前の乳幼児にかかる医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
61	★ひとり親家庭の医療費助成	ひとり親家庭の医療費の自己負担分の全部または一部を助成します。	保険年金課

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
62	★児童育成クラブ保育料の減免	ひとり親家庭の方が利用する際、保育料を減免します。	子ども・若者政策課
63	★高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親および子どもの自立のため、高卒認定試験合格のための対象講座を親や子が受講し、修了した場合および高卒認定試験の全科目に合格した場合に受講料の一部を支給します。	子ども家庭課
64	★母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を図るため、また、ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、子どもの修学資金や、ひとり親家庭の生活資金等の貸付を行います。	子ども家庭課
65	★子どもの居場所づくり事業（子どもの生活・学習支援事業）	貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の向上を図ります。	子ども家庭課 生活支援課
66	★児童扶養手当	18歳未満の児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護しているひとり親の父または母や父母に代わり児童を養育している養育者、もしくは父母の一方が重度の障害のある家庭について、児童扶養手当を支給します。	子ども家庭課
67	★ひとり親家庭相談業務の充実	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談・支援のほか、離婚前からの相談等に対応し、ひとり親家庭および寡婦の福祉の増進に努めます。 また、複雑化する課題に対応するため、関係機関とのさらなる連携強化により、相談家庭の抱える課題、家庭環境を十分に把握し、経済的に自立し安定した生活を送れるよう適切な支援につなぎます。	子ども家庭課
68	★日常生活支援事業の推進	ひとり親家庭で日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要なとき家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。（事前登録要）	子ども家庭課

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
69	★ひとり親家庭の就労に関する支援の充実	就労に向けて受講した教育訓練講座受講費用の一部を助成します。また、資格取得を目的とし、養成機関で1年以上のカリキュラムを受講するひとり親家庭の対象者に、生活資金を援助します。	子ども家庭課
70	★ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成	ひとり親家庭の方が利用する際、利用料の助成を行います。	子育て相談センター
71	★子育て世帯への公営住宅の供給	公営住宅の募集において、母子世帯、多子世帯等の子育て困難世帯に対し、優遇倍率を適用することで、公営住宅への入居を支援します。	住宅課
72	★読書活動支援	子どもの居場所づくり事業（子ども家庭課・生活支援課）との連携や、子ども食堂への団体セット貸出サービスを行い、図書館を利用しづらい子ども達に向けた読書支援活動を実施します。	図書館

(6) 虐待防止など要支援児童対策

◇◆ 現状 ◇◆

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。

こうした現状に対応するため、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や、児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育て等が進められています。

本市においても、「すこやか訪問」等の家庭訪問事業や母子保健事業等において、虐待予防の視点を持ち、早期発見や支援に努めています。また、「要保護児童対策地域協議会」において関係機関と連携を図りながら、多方面から支援することで、虐待の予防や早期発見に努め、子どもが健全に養育されるよう家庭における課題の解決に向けて支援に取り組んでいます。

しかしながら、虐待等の相談件数は増加傾向にあり、複雑化、長期化するケースが増加傾向にあることから、相談体制の強化や関係機関との密な連携を行い、地域社会全体で虐待防止に向けた取組、継続的な支援体制の強化を図る必要があります。

◇◆ 施策の方向 ◇◆

児童虐待の発生予防のため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを構築すること等により、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見するよう努めます。

また、児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための適切な初動対応が確実・迅速に図られるよう、要保護児童対策地域協議会の機能強化等を図ります。

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
73	★多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業	多胎児を妊娠した時から産後1歳までの多胎児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。 また、関係部署と連携し、対象者への制度周知を行い、必要な支援につなげます。	子ども家庭課
74	★要保護児童対策地域協議会	関係機関の連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な支援を行います。	家庭児童相談室
75	★児童虐待防止に関する啓発の推進	児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組む、適切な支援が図れるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止にかかる啓発活動を実施するとともに、市民・関係機関の研修機会を提供します。	家庭児童相談室

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
76	★養育支援ヘルパー派遣事業	就学前の子どもを養育する家庭で、特に保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対して家事育児のヘルパーを派遣します。	家庭児童相談室
77	★子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実	短期入所生活援助（ショートステイ）では、保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設等で7日の範囲内で子どもを預かり養育します。 夜間養護（トワイライトステイ）では、保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めたととき、平日の夜間や休日に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。	家庭児童相談室
78	★養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について、出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等支援を行います。 定期的に保健師間での協議やケース検討等を行い、家庭児童相談室と連携して必要な時期に適切な支援ができるよう取組みます。	子育て相談センター

基本目標 3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

(1) 多様な活動の場の充実

◆◆ 現状 ◆◆

子ども・若者が自立した大人に成長するには、社会活動の経験も必要です。しかし、社会活動への参加は減少傾向にあり、社会参加の機会促進やリーダーの養成が課題となっています。

学校や地域が連携し、様々なイベントや体験学習を通じた児童の育成を行う必要があります。

◆◆ 施策の方向 ◆◆

従来からの健康施策の枠組みを超え、ハード・ソフトの両面から健康づくりの取組を進め健幸都市づくりを推進していることから、子ども・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開される多様な活動の機会の提供を推進します。

また、各種スポーツ教室やスポーツイベントを開催する総合型地域スポーツクラブの育成・充実を推進します。

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
79	★青少年育成市民会議の事業推進	青少年の健全育成のために、家庭・学校・地域・関係団体と協力して、各種大会等を開催し、青少年に活躍の場を提供するとともに、大人への啓発活動を図ります。	子ども家庭課
80	★地域協働合校の推進	学校、家庭、地域が、教育目標や課題を共有し、知恵と力を出し合って、青少年の健全育成、子どもと大人の協働による共育ち、地域コミュニティの育成を目指し、体験授業、各種イベント等を実施します。	生涯学習課
81	★学習ボランティア登録制度の推進	各種学習活動等により得られた知識や経験を活かしたいという学習ボランティア（個人および団体）を登録し、登録情報の提供を通して生涯学習活動を推進します。	生涯学習課
82	★スポーツ教室やイベントの開催	子どもが運動に関心をもち、スポーツに親しむためのスポーツ教室やイベントの開催等スポーツ環境の充実に取り組みます。	スポーツ保健課
83	★総合型地域スポーツクラブへの支援	総合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教室やイベント等の開催を支援します。	スポーツ保健課

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
84	★遺跡や文化財の活用を通じた学習の充実	遺跡発掘調査や出土品整理作業、文化財の現地見学等の体験学習の機会を通し、地域の歴史への理解を深める学習を支援します。	歴史文化財課
85	★歴史資産を活かした体験機会の充実	学校団体の見学受け入れ・出前授業を積極的に行います。 また、子ども向け事業「草津宿みちくさラボ」および草津宿本陣でのワークショップ等を定期的に行い、外部イベントにも参加し、より多くの子どもたちに向けて草津の歴史や文化に触れる機会を提供します。	草津宿街道交流館

(2) 人権を守る環境づくり

◆◆ 現状 ◆◆

毎年、虐待やいじめ、体罰等で子どもが被害者となる事件が起き、人権侵害の予防と救済のための取組の強化が課題となっています。

本市では、市民意識の醸成を図るため、啓発ビデオや図書を備えるほか、啓発パネル等を作成し、様々な機会を通して啓発活動を行っています。また、市職員や学校教職員を対象とした研修等で意識の向上を図るなど、あらゆる人権問題に取り組んでいます。

◆◆ 施策の方向 ◆◆

子ども・若者の人権を尊重する意識を育成するため、学校等における人権教育や性教育について、関係機関と協働で啓発活動を推進します。

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
86	次世代育成男女共同参画事業	低年齢化する男女交際による「デートDV防止」「性の健康教育」や「性の多様性」等をテーマに、学習の機会を提供します。	男女共同参画課
87	★人権保育・教育の推進	認定こども園、幼稚園、保育所（園）および小・中学校においては、人権保育・教育計画に基づき、一人ひとりの子どもの人権が尊重されるよう保育・教育を推進します。また、職員研修によりスキルアップを目指すと共に保護者への啓発に努めます。	幼児課 児童生徒支援課
88	★道徳教育推進事業	子どもたちによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、学校と地域、家庭が連携・協働しながら、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。	学校教育課

(3) 社会環境の健全化と情報通信等に対する知識の普及・啓発

◇◆ 現状 ◇◆

安心・安全な地域づくりとして、犯罪の未然防止に向けた取組は必要であり、防犯カメラの設置等、地域の安全に配慮した生活環境の整備が求められています。

また、スマートフォン等の普及により、インターネットを悪用した犯罪に、子ども・若者が巻き込まれる例が後を絶ちません。今後より一層、情報モラル教育を推進していくことが重要です。

◇◆ 施策の方向 ◇◆

防犯灯・防犯カメラの整備等の安全に配慮したまちづくりを推進します。

青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等を強化します。

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
89	★防犯灯や防犯カメラの整備等 犯罪の起こりにくい環境整備の推進	防犯灯、防犯カメラ等の整備および維持により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。	危機管理課
90	少年補導委員	街頭補導活動、街頭啓発を通じて、非行・被害・不良行為の防止に努めます。	子ども家庭課
91	★出会い系サイトやインターネット等による有害情報の危険性の啓発	出会い系サイトやインターネット等による有害情報の危険性について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭課

(4) 健やかな職場環境の整備

◇◆ 現状 ◇◆

保護者が男女問わず主体的に子育てに向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業取得や短時間勤務が可能な環境づくり等、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

国の進める働き方改革の影響もあり、企業によっては、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業の義務化を始め、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備等を進めるところも増えていますが、中小企業や小規模事業者等まではなかなか浸透していない実態があります。

ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実は、本市のみの取組だけでは実現が難しく、国や県、企業等と一体となって取り組んでいくことが必要です。

◇◆ 施策の方向 ◆◇

心身ともに健やかに働くことのできる職場環境を整備するため、企業等と連携・協力し、健幸都市くさつの取組や人権啓発活動、子育てと就労の両立に関する制度の導入推進を行います。

※事業名の★は、第2期草津市子ども・子育て支援事業計画との共通事業を示しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
92	★なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	商工観光労政課
93	★育児休業や子どもの看護休暇等各種制度の導入推進啓発	商工観光労政課の窓口にチラシやポスター等を設置し、啓発活動を行います。	商工観光労政課
94	健康経営優良法人認定の取得に向けた企業への啓発	健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組を広めるため、健康経営優良法人認定の取得に向けた企業への啓発活動を行います。	商工観光労政課
95	健幸都市宣言への賛同や健幸宣言の実施に向けた企業への啓発	市内の企業・団体等の健康宣言を通じて、労働者の健康増進やワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	健康福祉政策課
96	★男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発	市内事業所や市民を対象に、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、男女共同参画の視点による、子育てを可能とする職場づくりのための啓発を行います。	男女共同参画課

第 5 章 本計画の重点的な取組

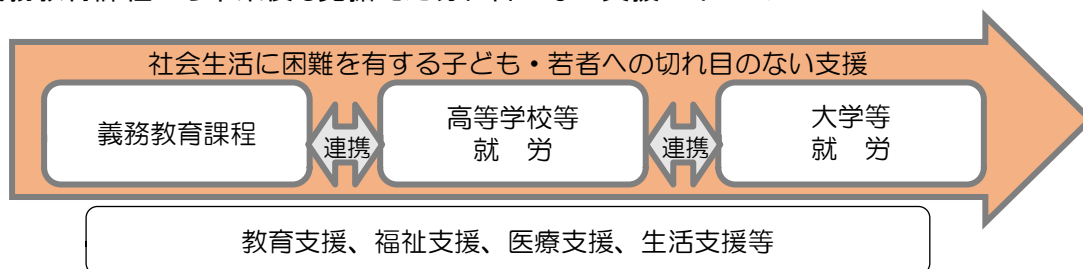
社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関連する分野の関係機関等が連携して支援するためのネットワークづくりを進めます。

その上で、本市の現状と課題を踏まえ、本計画で特に重点的に推進すべき取組を定めます。

重点取組 1 義務教育課程から卒業後も見据えた切れ目のない支援の充実

ひきこもりや若年無業者、不登校など、社会生活に困難を有する子ども・若者について、教育や福祉等の関係者による既存の支援や仕組みの連携を推進することで、義務教育課程から卒業後も見据えた切れ目のない支援を充実します。

■義務教育課程から卒業後も見据えた切れ目のない支援のイメージ

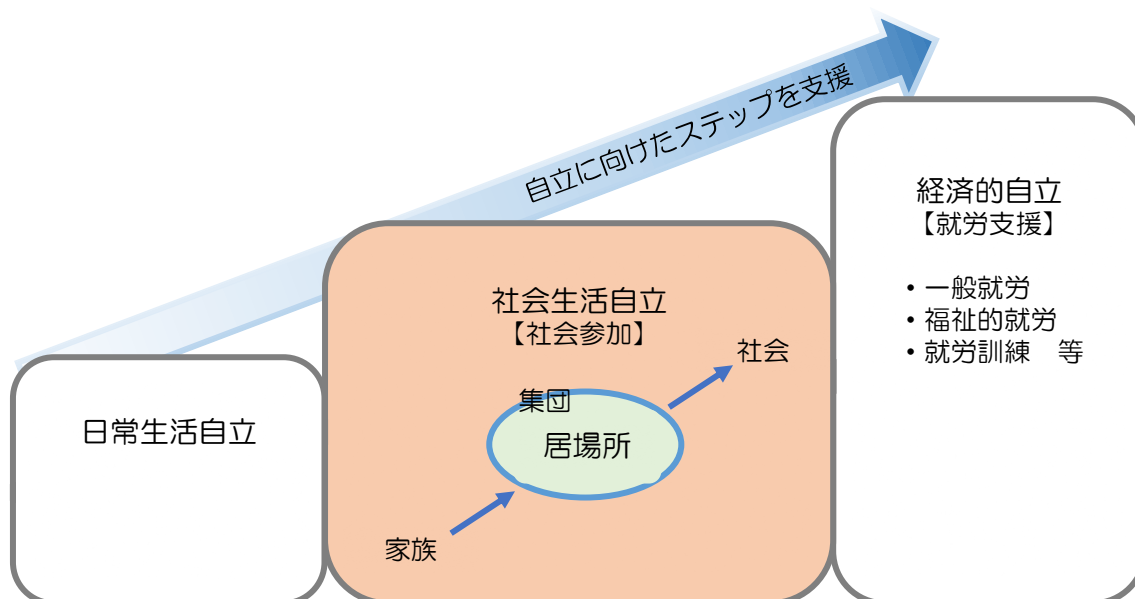


重点取組 2 ひきこもり状態にある人の社会参加に向けた支援の充実

ひきこもり状態にある人が社会とのつながりを持つきっかけをつくるため、当事者の個性や能力に合わせた多様な社会参加の場や居場所を充実します。

また、当事者の個性や能力に合わせたゆるやかな社会参加を促進し、自立に向けたステップを歩めるよう支援します。

■自立に向けたステップと支援の展開



第 6 章 計画の推進に向けて

1. それぞれの役割と責務

本計画は、子ども・若者の育成支援に関し、教育や福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の各分野の施策を総合的に推進するための計画とし、**本計画の推進の主体である市をはじめ**、家庭、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、学校、NPOや市民活動団体、企業等がそれぞれの立場でその役割を我が事として認識し、相互に連携しながら、丸ごととなって取り組むことが必要です。

■本計画推進における各主体の役割や責務

【家庭】

家庭は、子どもの人格形成が行われる最初の間であり、子ども・若者の成長にとって大きな役割を担っています。基本的な生活習慣や社会のルールを身に付け、命を尊び健やかな子ども・若者の育ちを支えていく場としての役割を担うと同時に、強いきずなと愛情により、子どもに安心とやすらぎを与える場としての役割が求められます。

【地域】

地域は、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、非行や犯罪の防止など、子どもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流など、子育て家庭と子ども・若者が地域で孤立することがないように、積極的な交流の取組などに参画することが期待されます。

【認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校】

認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校は、子どもの**生きる力**の育みと確かな学力の向上、豊かな心の育成のための取組が求められます。特に学校は、日常的な指導の中で、児童生徒との信頼関係を築き、家庭や学校生活の中で抱える様々な悩みに寄り添うとともに、問題行動等の未然防止と早期発見・対応を図ることが求められます。また、学校だけで解決することが難しい課題を家庭や地域、その他関係機関等につないでいくことが求められます。

【NPOや市民活動団体】

子ども・若者支援や青少年健全育成など、様々な活動を展開しているNPOや市民活動団体は、身近な相談相手や子育て仲間、先輩として、子どもや子育て家庭に寄り添い、応援する役割が期待されています。市や企業、地域との連携を深め、より一層充実した活動の展開が求められます。

【企業】

企業は、子育てや家庭生活と仕事の両立を可能とする重要な役割を担っています。男女がともに仕事をはじめ家庭生活、地域生活をいきいきと送ることが、少子高齢化の日本を元気な社会にすることにもつながり、仕事と生活の調和を図る職場環境づくりが期待されます。**また、子ども・若者が、それぞれの能力と適正に応じた雇用の場に着き、地域で自立した生活を送ることができるよう社会の実現に向けた取り組みが求められます。**

【市】

市は、計画の推進主体として、子ども・若者計画における施策・事業等を包括的・計画的に取り組む役割を担っています。また、市民や企業・団体等との連携や協働における各主体の活動支援を図りながら、本計画を着実に実行していきます。

2. 推進体制

(1) 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、多分野にわたる総合的な取組が必要となるため、国・県および、近隣市町の関係部局や庁内の関係各課との連携・調整を図り、施策の推進に努めます。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の子ども・若者支援に関する知識と意識を高めるとともに、仕事と家庭・地域生活の調和が図れるモデル職場としての環境づくりを進めます。

(2) 市民・関係団体との協働による推進

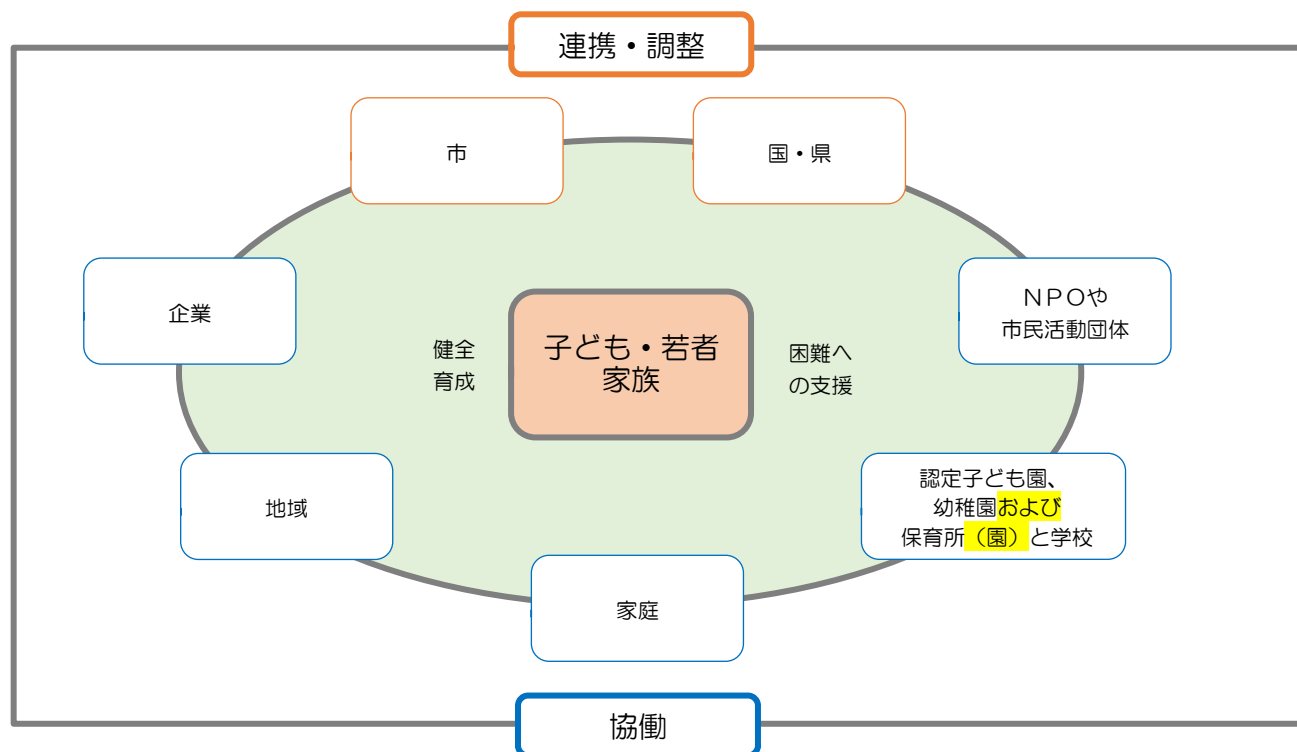
社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支援するためには、家庭、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、学校、NPOや市民活動団体、企業等が、本計画の理念を共有する必要があります。各主体が子ども・若者支援に主体的に取り組めるよう働きかけます。

特に、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援については、滋賀県ひきこもり支援センター、滋賀県地域若者サポートステーション等と協力し、継続的・専門的に支援を行うNPOや市民活動団体との連携を図るなど、多方面からの支援を推進します。

(3) 広報・啓発による推進

各主体が子ども・若者支援に主体的に取り組めるよう、計画の基本理念や重点取組、施策内容の広報、啓発を進めます。また、支援が必要な人へ適切な情報が届くように、ホームページや広報、パンフレット等を活用しきめ細かな情報提供に努めるとともに、**子ども・若者が自分らしく生きるまち草津**を広く周知していきます。

■子ども・若者とその家族への総合的な施策展開のための推進体制(イメージ図)



3. 計画の検証方法

計画の進捗管理については、本計画の検討・策定にあたった「子ども・子育て会議」を、市民参画による評価体制として位置付け、毎年度開催し、本計画の進捗状況を評価します。本計画の目標、施策ごとに、施策の方向で示した事業の実施状況について、毎年度、草津市子ども・子育て会議で評価を行います。

資料編

1. 草津市子ども・若者支援に関する相談窓口一覧
2. 草津市子ども・子育て会議委員名簿
3. 草津市子ども・子育て会議における検討経過